心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(案) ( 傍線部分は改正部分 )新旧対照表

精神保健及び精神障 害者福祉 に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)

二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を   (新る通報)		ると認めたときは、速やかに、都道府県知事に通報	四条第一項において同じ。)について、特に必要が	に規定する対象者をいう。第二十六条の三及び第四	及び観察等に関する法律の対象者(同法第二条第三	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医	者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又	検察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障   (新	たときは、この限りでない。	四年法律第 号)第三十三条第一項の申立てを	為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成	を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害	ない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判 を	速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければ 特	言渡しをしない裁判を除く。)が確定したときは   言	裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶   裁	者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、   被	二十五条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある 第二	察官の通報) (	改 正 案
新設)								新設)					)都道府県知事に通報しなければならない。	≧に必要があると認めたときは、すみやかに、その旨	I渡をしない裁判を除く。)が確定したとき、その他	『判(懲役、禁ご又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の	疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、	十五条	検察官の通報 )	

7 第 2 6 2 第 状 5 Ξ ゜にのな 四 る 者 及 心 号 〜 い 保 が 態 + 心 5 通 健 規 項 す 対 他 手 にび 神 あ の 定 長 つ つ観 で る 象 四続 略 の傷 院 前 る 害 神 喪 所 る た λ は 定 た の い察 重 手 条 等 ۲ す 段 法 章 者 行 喪 失 規病へ 条 医 長 め 院 者 続 定者略 大 の 律 第 に 為 ح 失 て等 等 療 を 認 に 医 同 る の 又は っい な こ に特 第 の 経 め 自 療 命 を 等 はに 法 指 医 0略 他 行 よ 別 たと 令 の 関 関 状 て 身 機 節 の 定 療 0 て、 +害 処 つ 係状 つ援 関 対 か 章 第す 態 都 を 通 及 L ㅎ 四 行 分 — る て護 傷 院 5 た の 態 で 道 に 象 び は 為 をする 項 法 条 前 同 者 規 重 医法 府 つ λ 者 医 観 で を け は 第 法 の律 県 院 節 の 定 大 療へ で 療 重 又 規の 第 を昭 又 機 等 行 医 は な 知 ま 大 直 し あ 定規 ٦ ち τ つ つ は 受 和 は 項 で 療 な 他 事 関 に た لح は定 け三 に 前 に て 関 同 及 害 他 l١ の 他 の 心 を 妨 に + 段 者 規 法 び 神 行 る 通 な 同 管 す 害 適よ 条 る 若 の に 観 こ八 報 そ に い 条 理 定 喪 行 為 第 用っ げ 基 と年 害 第 者 法 U 医 は 察 失 為 を し の も して る < 等 が法 の 律 五 療 ブ 等 を 行 な 旨 を 五 及 な医 は < を 項 及 も つ で律 け 及 が 第 に 項 び 心 の 行 い療 前 第 び 命 関 き 第 そ 保 神 の 状 ぼ た れ に つ 段 で 令 規 条 六 観 喪 す 態 た を 者 る百 ば 最 す の 護 若 + 失 は の る 受 者六 寄 お 精 定 観 第 察 で 者 0な そ し 条 等 等 な 規法 重 け 医 及十 5 IJ 神 す 察 六 に のれ障る所 < い 定 律 大 る療び八 頂 **ത** 係

> い 号 て 〜 て はの傷 規病へ 第定者略

第

 $\equiv$ 十通

条 医

略

院

5

5

6 2

戦

に特~~

項よ別

のつ援 規て護 定医法 は療へ を昭 適受和 用け三 しる十

なこと い。 と年

が法 で律 き第 る百 者六 に 十 つハ

7 略

第 四 + 四 条 削 除

ている者については、適用しない。第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院し又は同法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条は第六十二条第二項前段の決定により入院している者

- 3 -

社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)

害者福祉法第十九条の五第四項、戦傷病者特別援を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、身険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しく関する法律(平成十四年法律第 号)第八十関が変	第百十四号)第四十条第五項又は心神喪第百十四号)第四十条第五項又は心神喪の五第三項、児童福祉法(昭和二十二年は第二十条第二項(第二十条第三項(明和二十二年の五第三項、児童福祉法(昭和二十四号)第十五条第三項(第二十条第三項(明和二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	改正案
弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四十条第三項において準用する場合を含む。)、原五第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(護法第五十三条第四項、身体障害者福祉法第十九意見を求められたときは、意見を述べ、また、生生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定につ寮機関の請求することのできる診療報酬の額又は療機関の請求することのできる診療報酬の額又は	年 及 法 若 る 号 、 号 第 名 日 本 名 は 、 名 書 五 五 、 名 名 年 五 、 名 名 年 五 、 名 第 第 加 明 五 在 系 福 年 前 原 第 元 日 元 五 年 五 元 年 五 元 年 五 元 年 五 元 年 五 元 年 五 元 年 五 元 年 五 元 年 元 元 年 元 元 年 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 明 5 元 元 元 元	現行

事 診 定 含 十 十 五 取 七 法 た 事 て 条 る 務 関 一 条 為 第 症 場 九 福 る 場 法 務療にむ一九又締若律と務請第法をす般第を四 の合項祉法合第 条条は法しへき及求三律行る疾四行十 予を及法律を十 委酬リンの第老へく昭 び す 項 へ う 事 病 項 つ 条 防 含 び 第 第 含 五 若三三人昭は和並そるの昭こ務医のた射 及む母ニ 十む条 さしこし第項保和第二びのこ規和とを療規者六 子十五 れくれく九〜健二三十に診と定二が委費定の ○ 保 - 条 ○ 頂 感 兀 たはらは項同法十十五精療がに十で託若に医又 健条第 症結法の四原へ と老の同及法へ八二年神報でよ七きさしよ療は き人条法び第昭年条法保酬きり年るれくり及 の核第 三項子第 心 に訪に第第三和法の律健のる 法 たは医び 神 患予二 第若爆 お問規四十十五律二第及支診療律防と医療観 者防十四し弾十 喪 い 看 定 十 項 一 十 第 第 百 び 払 療 養 第 衛 き 療 機 察 失 に 法 条 項 く 被 条 て護す六に条七十三二精に報を二庁は費関等 対第第へは爆第 等 も療る条おの年四項十神関酬担百の す三六同第者三 ににに の 、三障すの当六職そ相対関 養審のい二法号 状 る十項法二に項 同費査五て第律〜麻号害る額す十員の当すす 医八に第十対に 態 の準十第第薬~者事のる六の支するる で 療条お二条すお 第い十第るい 用項八五及第福務審者号給払る診法 重 に 払の第す並十十び二祉を査がン与に額療律大関六て一二援て るに算十るび号八向十に委に国第等必の報第 な す 項準条項護準 関定項場にご 条精九関託関に二に要支酬 八 他 る 用の す又の合第第の神条すさす対十関な払又十 法感す九児関す 害 るは規を三二十薬のるれるし二す事には四行律染る第童する

> れくれく九〜健二三十に診と定二が委費定の予二第若 たはらは項同法十十五精療がに十で託若に患防十四し と老の同及法へ八二年神報でよ七きさしよ者法条項く き人条法び第昭年条法保酬きり年るれくりに 第第へは 法。 に訪に第第三和法の律健のる たは医対 お問規四十十五律二第及支診療律防と医療す 十項法 十項一十第第百び払療養第衛き療機る八に第十 て護す六に条七十三二 精に報を二庁は費関医 条お二条 も療る条おの年四項十神関酬担百の 、にに療 第い十第 `三障すの当六職そ相対に 養審のい二法号 六て一二 同費査五て第律〜麻号害る額す十員の当 す関 項準条項 の準十第第薬ン者事のる六の支するす 又用の と支額二用項八五及第福務審者号給払る診る は す九児 す払の第す並十十び二祉を査がご与に額療法 るに算十るび号八向十に委に国第等必の報律 染場 九福 関定項場にご 条精九関託関に二 に要支酬第 症 合 項 祉 す又の合第第の神条すさす対十関な払又四 のを及法 るは規を三二十薬のるれる しニ す事には十 予 含び第 事診定含十十五取七法た事て条る務関 一条防む母ニ 務療にむ一九又締若律と務請第法を す般第 及 条条は法しへき及求三律行る疾六 び ょ リンの第老へく昭 びす項へう事病項感 `若三三人昭は和並そるの昭こ務医の染結法の 託 若 さしこし第項保和第二びのこ規和とを療規症核第三

3 • 4

(略)

九〜三十八の二十八の二十八の二十八の二十八の二十八の二十八の二十八の三十八の三十八の三十八の三十八の三十八の三十八の三十八の三十八の一半の一十八の三十八の一半の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	\$
十九~三十九 (略)	Ξ +
第二十四条 保護観察所は、犯罪者予防更生法第十八条( 保護観察所 )	察 所
る事務をつかさどる。者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号に掲げ各号及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った	務 を つ
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)

法務省設置法 (平成十一年法律第九十三号)

2 (略) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (配) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (社会保障審議会) (記) (社会保障審議会) (社会保障審 (社会保障事 (社会保険) (社会保障事 (社会保険) (社会保障事 (社会保険) (社会保険) (社会保障事 (社会保険) (社会(社会) (社会) (社会) (社会) (社会) (社会) (社会)		改 正 案
(略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	笙	る。 七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさど(社会保障審議会)
(略) (略) (であり) (であ		祉法(诏和二十二年法律第百六十四号)、社会福善医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、児童〜 三善(略)
(略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の		法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神(昭和二十六年法律第四十五号)、身体障害者法(昭和二十二年法律第百六十四号)、社会福
(略) 2 (略) (略) (略) (略) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では		(津第百二十三号)、心神喪失等の状態で重大な及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五
(略) 2 (略) (略) (略) (略) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では		成十四年法律第 号)、介護保険法(平成
(略) 2 (略) (略) (略) (略) (のののでは、1000円では、		法律第百二十四号)、健康保険法(大正十一年法律第百二十三号)、介護保険法施行法(平成
(略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) させられた事項を処理すること。 四年法律第百四十一号)の規定によりその権限に属 一一九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十 た事項を五十九年法律第七十七号、厚生年金保険法(昭和二 第百四十		号)、健康保険法等の一部を改正する法律(昭第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七
(略) (略) ( させられた事項を処理すること。 「のお注信第百四十一号」の規定によりその権限に属して知知は対象を必要していましょう。		『長津等盲四――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	2	(略)(略)させられた事項を処理すること。

厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号)